

## 1. 第2回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果公表

○GPIFの運用受託機関のスチュワードシップ活動に対する評価と「目的を持った建設的な対話」(エンゲージメント)の実態及び前回アンケートからの変化の把握を目的として、昨年に引き続き、上場企業向けにアンケートを実施し、集計結果を5月16日に公表。

対象: JPX日経インデックス400構成銘柄企業

回答社数: 272社(前年260社)

回答率: 68%(同65%)

回答期間: 2017年2月7日~3月31日(同2016年1月6日~1月22日)

## 2. 第2回 企業・アセットオーナーフォーラム開催

○4月12日に「第2回 企業・アセットオーナーフォーラム」を開催。昨年9月1日の第1回開催に引き続き、スチュワードシップ活動をより適切に行うことができるよう、対象となる企業とアセットオーナーとの継続的な意見交換の場として活用。今回より、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団の3共済もアセットオーナーとして参加。サマリーを5月26日に公表。

## 3. 第2回 グローバル・アセットオーナーフォーラム開催

○5月3日に米国ロサンゼルスで「第2回 グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催。海外公的年金と環境・社会・ガバナンス(ESG)についての意見交換、アセットオーナーとアセットマネージャーの利益の合致を図るベストプラクティスの共有等を目的として開催。

今回は北米を中心に13機関のアセットオーナーのCEO/CIOクラスでミーティングを実施。

**サマリーを7月18日に公表(資料1-2)。**

# GPIFによるスチュワードシップ活動の推進(平成29年4月以降)

## 4. 「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」制定・公表

○運用受託機関に対して、議決権行使を含むスチュワードシップ責任に関するGPIFの考え方を示すため、6月1日に、国内株式及び外国株式の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を制定し、運用受託機関に、両原則についてComply or Explainを要請。

## 5. 個別の議決権行使結果の公表を運用受託機関に要請

○6月8日に、運用受託機関に対して、議決権行使結果の個別投資先企業及び議案ごとの公表(以下「個別の議決権行使結果の公表」)を要請。透明性向上及び利益相反への適切な対応の観点から、具体的に、  
(1)少なくともGPIFからの受託分に関する個別の議決権行使結果の公表を行うこと  
(2)スチュワードシップ・コードの趣旨に則り、GPIF以外の顧客からの受託分も含めた個別の議決権行使結果の公表を行うことが望ましいこと、の2点を要請。

## 6. ESG指数選定

○日本株の3つのESG指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始。環境(E、Environment)・社会(S、Social)・ガバナンス(G、Governance)の要素に配慮した投資は、期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待され、ESG指数の選定にあたっては以下の3点を重視。  
(1)ESG評価の高い銘柄を選別する「ポジティブ・スクリーニング」  
(2)公開情報をもとに企業のESGを評価し、その評価手法や評価結果も開示  
(3)ESG評価会社及び指数会社のガバナンス体制・利益相反管理

## 7. 日本版スチュワードシップコード改訂に伴う対応実施

○平成29年5月29日に改訂された「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>」(改訂版コード)の趣旨に賛同し、改訂内容を踏まえて、平成29年8月に、改訂版コードの各原則に基づく公表項目の更新、更新を行った旨の公表、並びに金融庁への通知を実施予定。